

安芸高田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

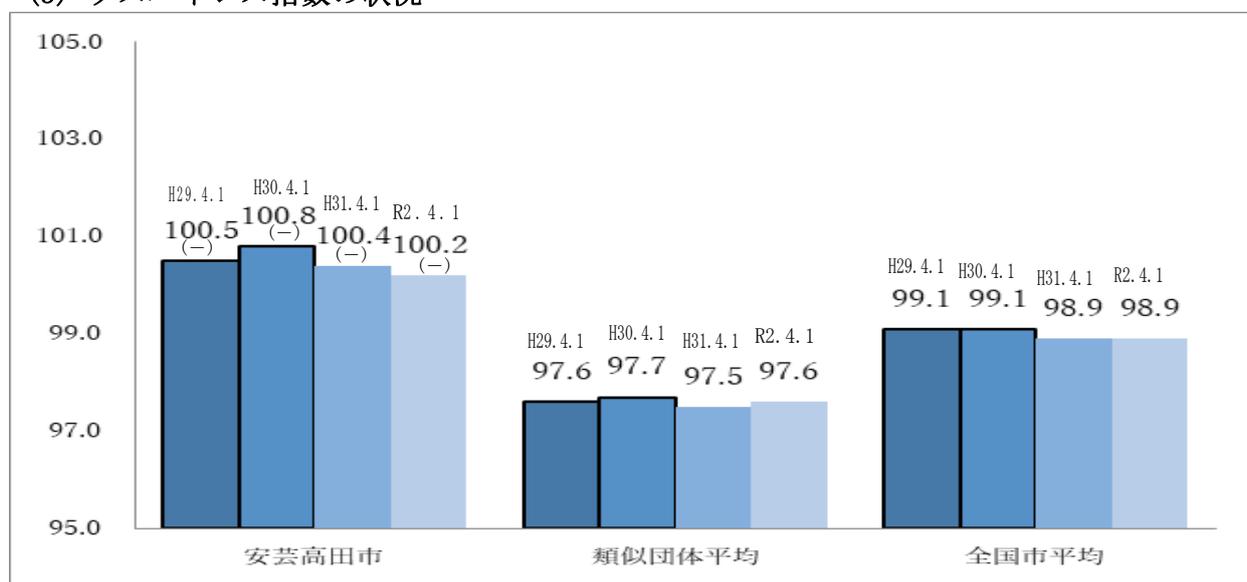
区 分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和元年度	28,483	22,170,609	251,898	3,570,140	16.1	17.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度	339	1,375,580	242,882	574,826	2,193,288	6,470	5,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 （補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給料表の継ぎ足し部分の影響がある。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和元年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% 0.20

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和元年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施 未実施】

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職及び消防職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、当分の間の経過措置(現給保障)を実施し、令和2年3月31日をもって廃止した。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

本市は、地域手当の非支給対象地域であるため、見直しは行っていない。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施した。

(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸高田市	45.4 歳	343,169円	430,622円	358,582円
広島県	43.8 歳	334,487円	418,390円	373,247円
国	43.2 歳	327,564円	—	408,868円
類似団体	42.3 歳	315,191円	368,279円	341,515円

②消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸高田市	34.0 歳	286,311円	338,726円	307,301円
類似団体	37.3 歳	286,695円	346,848円	314,653円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		安芸高田市	広島県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	191,254円	182,200円
	高校卒	150,600円	157,116円	150,600円
消防職	高校卒	169,900円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

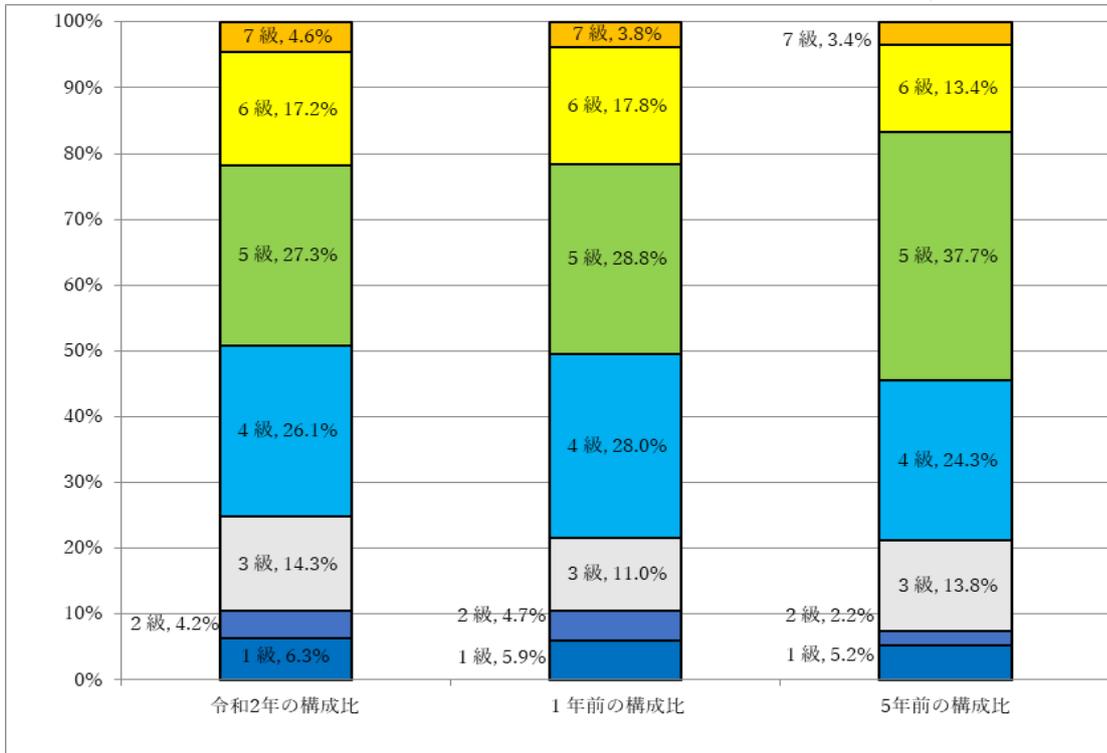
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	265,450円	354,720円	379,375円	398,433円
	高校卒	—	307,200円	365,171円	388,633円
消防職	高校卒	—	—	380,500円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

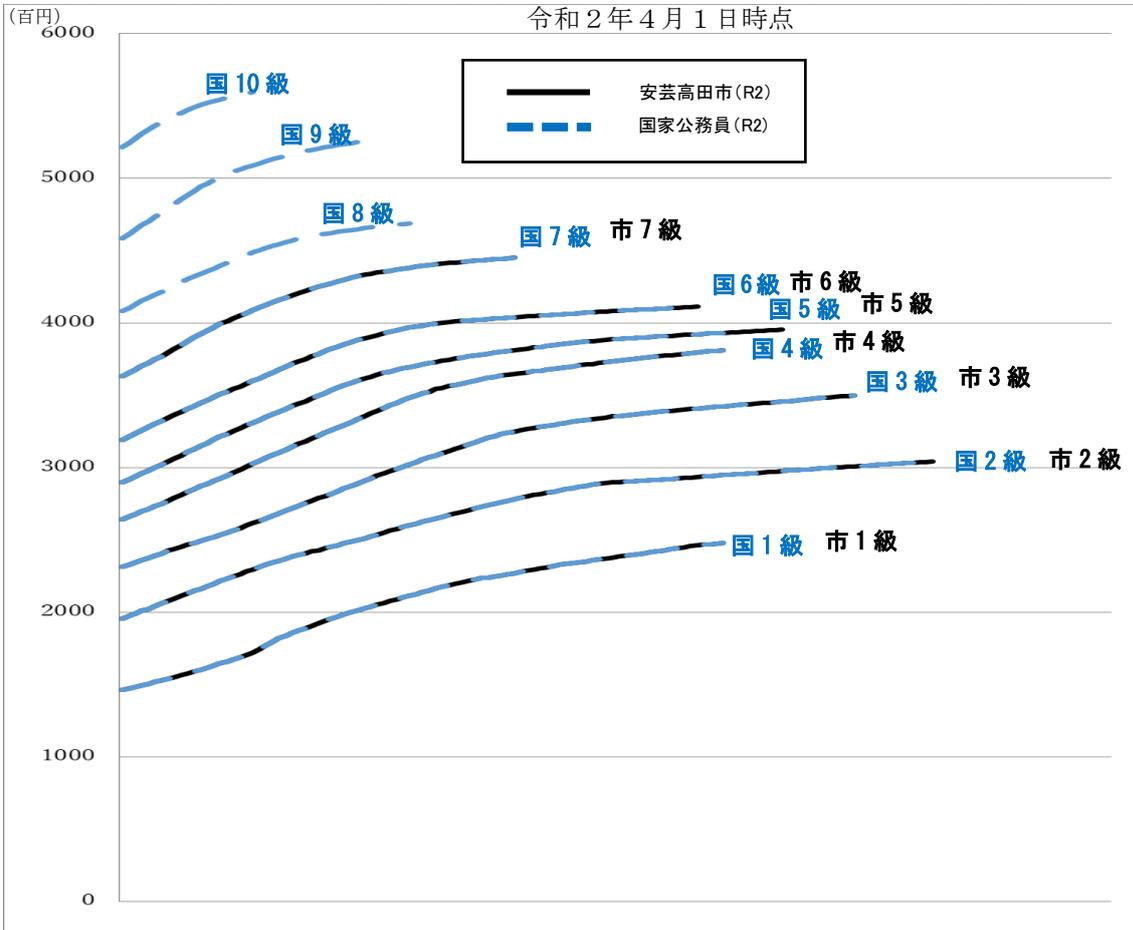
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	15人	6.3%	146,100円	247,600円
2級	主事	10人	4.2%	195,500円	304,200円
3級	主任主事、主任	34人	14.3%	231,500円	350,000円
4級	主査、専門員	62人	26.1%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐、係長	65人	27.3%	289,700円	395,300円
6級	課長、支所長、主幹	41人	17.2%	319,200円	411,200円
7級	部長	11人	4.6%	362,900円	444,900円

- (注) 1 安芸高田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（安芸高田市）

令和2年4月2日から令和3年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年1月		令和5年1月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

安芸高田市	広島県	国
一人当たり平均支給額（令和元年度） 1,676千円	一人当たり平均支給額（令和元年度） 1,679千円	—
（令和元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 5%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（安芸高田市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和3年12月		令和4年12月	

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

安芸高田市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算			定年前早期退職特別措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額（定年）（その他）			1人当たり平均支給額（定年）（その他）		
20,130千円 2,072千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)			1,951千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)			279,759円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20%	人	20%
大阪府大阪市	16%	人	16%
広島県広島市	7.5%	7人	10%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			- (-)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		1,911千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		45,507円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度)		11.3%		
手当の種類 (手当数)		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等徴収事務職員の特種勤務手当	税務職員及び税外収入金等の徴収事務職員	滞納金の徴収のため出張し、滞納整理に従事した場合	32千円	500円/日
防疫等作業職員の特種勤務手当	防疫等作業に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者等に対する処理作業に従事した場合又は家畜伝染病等に対する防疫作業に従事した場合	一千元	500円/日
行旅病人等取扱職員の特種勤務手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱に従事した職員	行旅病人の救護作業に従事した場合	一千元	1,000円/件
		行旅死亡人の取扱作業に従事した場合	一千元	3,000円/件
社会福祉業務等従事職員の特種勤務手当	社会福祉事務に従事する職員	現業を行う職員又は直接その指導を行う職員	600千円	10,000円/月
	精神保健福祉業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する相談及び指導の現業事務に直接従事する職員等	一千元	500円/日
し尿処理業務従事職員の特種勤務手当	し尿処理施設に勤務する職員	常時現場においてし尿処理に関する業務に従事した職員	一千元	10,000円/月
水道業務従事職員の特種勤務手当	水道業務に従事する職員	水道料金の滞納整理に伴い、給水の停止業務に従事した場合	一千元	500円/日
消防職員の特種勤務手当	消防業務に従事する職員	(火災出動手当) 職員が火災出動し、かつ、消火作業に従事した場合	43千円	・機関運行者 300円/件 ・その他の者 200円/件
		(救急出動手当) 職員が救急出動し、かつ、救急業務に従事した場合	1,365千円	・機関運行者 300円/件 ・救急救命士 400円/件 ・その他の者 200円/件
		(救助出動手当) 職員が救助出動し、かつ、救出救助業務に従事した場合	21千円	・機関運行者 300円/件 ・救急救命士 400円/件 ・その他の者 200円/件
		(潜水手当) 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事した場合(潜水訓練も含む。)	41千円	・作業 500円/回 ・加算額 500円/時間

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	106,058千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	377千円
支給実績（平成30年度決算）	123,487千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	417千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給される手当。 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 ・特定期間（満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子）の加算 5,000円	同	—	51,753千円	285,238円
住居手当	○月額16,000円を超える家賃等を支払っている職員に支給される手当。 (借家・借間) 最高支給限度額 28,000円	同	—	17,187千円	291,690円
	○単身赴任手当を支給され留守家族が居住する借家・借間の家賃を負担している職員に支給される手当。 ・上記、借家・借間の支給額の1/2 最高支給限度額 14,000円	同	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給される手当。 (交通機関等の利用者) ・運賃等相当額	同	—	28,625千円	96,158円
	(自動車等の使用者) ・通勤距離に応じ、5km未満(2,000円)～60km以上(31,600円)	同	—		
	(交通機関等と自動車等との併用者) ・運賃相当額+上記自動車等の使用者の額	同	—		
単身赴任手当	○異動等に伴い転居し、やむを得ない事情等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当。 ・基本額 30,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算 100km以上300km未満(8,000円)～1,500km以上(58,000円)	同	—	—	—
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき支給される手当。 ・対象区分に応じ、給料月額×10%～12% (例) 部長 12% 次長 11% 課長・室長 10%	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	31,065千円	502,391円

休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同	—	14,146千円	328,375円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同	—	3,689千円	107,019円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当。 ・職員区分、勤務時間に応じ 3,000円から10,500円/回	異	国の制度 職員区分、勤務 時間に応じ 3,000円～ 18,000円/回	302千円	46,999円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1回につき 4,400円 ・勤務時間が5時間未満の場合 50/100 ・執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日等の退庁時から引き続き行われる宿日直勤務 150/100	同	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市長	860,000円	(参考) 平成30年度類似団体における最高/最低額	
	市副市長	700,000円	950,000円 / 259,000円	
	市教 育 長	640,000円	772,000円 / 483,000円 — / —	
報酬	議長	410,000円	545,000円 / 230,000円	
	副議長	355,000円	474,000円 / 200,000円	
	議員	325,000円	442,000円 / 180,000円	
期末手当	市長	(令和元年度支給割合) 4.50月分		
	副議長	(令和元年度支給割合) 4.50月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市副市長	給料月額×支給率(500/100)×年数	17,200,000円	任期毎
	市教 育 長	給料月額×支給率(300/100)×年数	8,400,000円	任期毎
	備 考	給料月額×支給率(250/100)×年数	6,400,000円	任期毎

- (注) 1 退職手当については、広島県市町総合事務組合で定められた条例により支給される。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

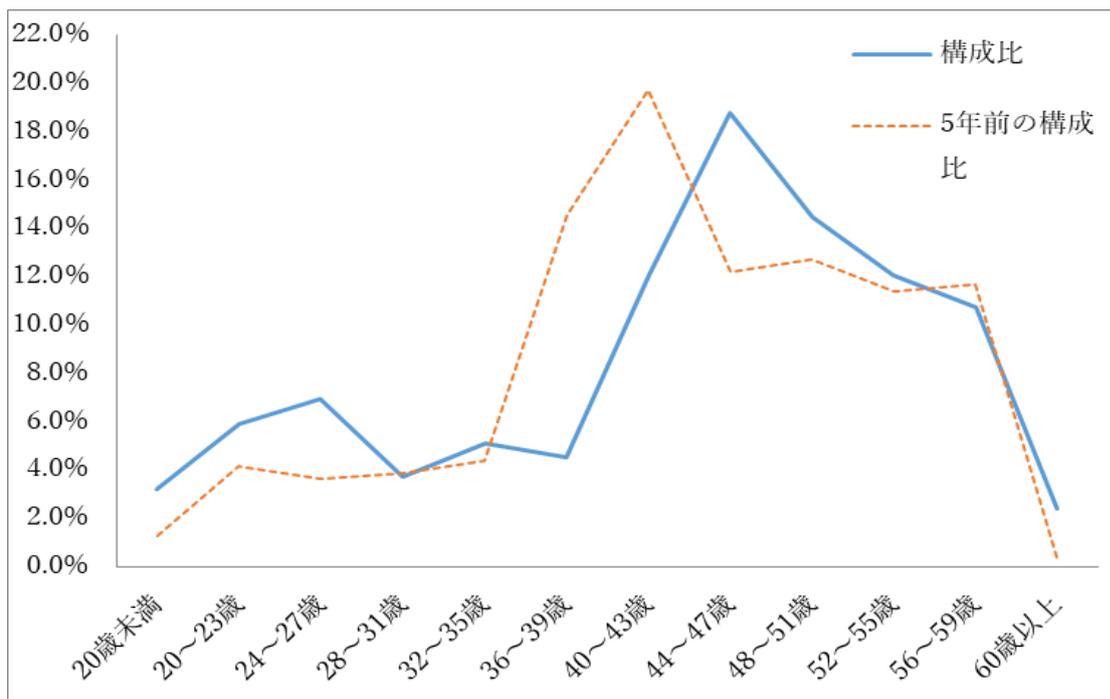
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和元年	令和2年		
一般行政部門	議 会	5	5	0	施設新增設に伴う職員増 児童相談支援の充実 施設の体制強化に伴う職員増 派遣先の追加
	総 務	74	77	3	
	税 務	23	23	0	
	民 生	84	85	1	
	衛 生	7	8	1	
	労 働				
	農 林 水 産	22	22	0	
	商 工	8	8	0	
	土 木	31	32	1	
	小 計	254	260	6	〈参考〉 人口1万当たり職員数 91.3人 (類似団体人口1万当たりの職員数 - 人)
特別行政部門	教 育	31	29	△2	事務の集中化による職員減 組織体制強化に伴う職員採用
	消 防	54	56	2	
	小 計	85	85	0	〈参考〉 人口1万当たり職員数 29.8人 (類似団体人口1万当たりの職員数 - 人)
公営会計部門 企業等	水 道	6	6	0	事務の集中化に伴う職員減
	下 水 道	8	8	0	
	そ の 他	15	14	△1	
	小 計	29	28	△1	
合 計		368 [531]	373 [531]	5 [531]	〈参考〉 人口1万当たり職員数 131.0人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和2年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 12	人 22	人 26	人 14	人 19	人 17	人 45	人 70	人 54	人 45	人 40	人 9	人 373

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		274	263	268	261	254	260	▲14 (▲5.1%)
教育		33	33	33	32	31	29	▲4 (▲12.1%)
消防		46	49	49	52	54	56	10 (21.7%)
普通会計計		353	345	350	345	339	345	▲8 (▲2.3%)
公営企業等会計計		32	31	30	29	29	28	▲4 (▲12.5%)
総合計		385	376	380	374	368	373	▲12 (▲3.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 平成27年度から教育長は職員数に含まない。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の 総費用に占める 職員給与費比率
令和元年度	1,336,875千円	30,722千円	42,183千円	3.1%	3.3%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和元年度	5人	21,014千円	3,634千円	8,955千円	33,603千円	6,721千円	6,165千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
安芸高田市(一般行政職)	45.4歳	355,543円	430,622円 (568,562円)
水道事業	45.8歳	370,920円	483,197円 (632,451円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含み、()内の金額は、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	安芸高田市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,791千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,676千円
（令和元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和元年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

水道事業			安芸高田市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度額	47.709月分	47.709 月分	最高限度額	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置		2%～20%加算	定年前早期退職特別措置		2%～20%加算
1人当たり平均支給額		－千円	1人当たり平均支給額		（定年等）20,130千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）		－千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）		－千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）		－%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成30年度決算）	左記職員に対する 支給単価
市税等徴収事務職員の特務手当	税務職員及び税外収入金等の徴収事務職員	滞納金の徴収のため出張し、滞納整理に従事した場合	－千円	500円/日
水道業務従事職員の特務手当	水道業務に従事する職員	水道料金の滞納整理に伴い、給水の停止業務に従事した場合	－千円	500円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	777千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	237千円
支給実績（平成30年度決算）	849千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	164千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給される手当。 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 ・特定期間（満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子）の加算 5,000円	同	—	1,026千円	256,500円
住居手当	○月額12,000円を超える家賃等を支払っている職員に支給される手当。 (借家・借間) 最高支給限度額 28,000円	同	—	576千円	288,000円
	○単身赴任手当を支給され留守家族が居住する借家・借間の家賃を負担している職員に支給される手当。 ・上記、借家・借間の支給額の1/2 最高支給限度額 14,000円	同	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給される手当。 (交通機関等の利用者) ・運賃等相当額	同	—	399千円	99,700円
	(自動車等の使用者) ・通勤距離に応じ、5km未満(2,000円)～60km以上(31,600円)	同	—		
	(交通機関等と自動車等との併用者) ・運賃相当額+上記自動車等の使用者の額	同	—		
単身赴任手当	○異動等に伴い転居し、やむを得ない事情等により配偶者と別居し、単身で生活することを常例とする職員等に支給される手当。 ・基本額 30,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて次の額を加算 100km以上300km未満(8,000円)～1,500km以上(58,000円)	同	—	—	—
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき支給される手当。 ・対象区分に応じ、給料月額×10%～12% (例) 部長 12% 次長 11% 課長・室長 10%	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	—	—
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同	—	31千円	16,696円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、夜間(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同	—	—	—
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当。 ・職員区分、勤務時間に応じ 3,000円から10,500円/回	異	国の制度 職員区分、勤務時間に応じ 3,000円～18,000円/回	—	—
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1回につき 4,400円 ・勤務時間が5時間未満の場合 50/100 ・執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日等の退庁時から引き続き行われる宿直勤務 150/100	同	—	—	—